

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程

平成 26 年 11 月 28 日
国土交通省告示第 1107 号

改正

令和 5 年 10 月 4 日 国土交通省告示第 1009 号

(目的)

第一条 この規程は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第二十四条の規定の趣旨にのっとり、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計等に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力を適切に評価することのできる資格の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。

- 2 この規程において「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格」とは、この規程により国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。
- 3 この規程において「資格」とは、民間事業者等が付与するものをいい、複数の専門的な試験科目等に分けて試験を実施すること等により、複数の専門分野に区分して付与されるものである場合にあっては、その最小の区分のものをいう。

(登録の申請)

第三条 前条第二項の登録は、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の付与に関する事業又は事務（以下「資格付与事業又は事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

- 2 前条第二項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。
 - 一 登録を受けようとする資格の名称
 - 二 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 三 資格付与事業又は事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - 四 登録を受けようとする資格が対象とする施設分野等（別表第一欄に掲げる施設分野等をいう。以下同じ。）、業務（別表第二欄に掲げる業務をいう。）及び知識・技術を求める者（公共工事に関する調査及び設計に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要性が高いものとして別表第三欄に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分
- 3 第一項の申請は、登録を受けようとする資格ごとに行うものとする。
- 4 第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - ロ 登録を申請する者の略歴を記載した書類
 - 二 法人である場合においては、次に掲げる書類（全ての構成員が法人格を有している団体又は行政機関から構成される協議会等（以下「協議会等」という。）が資格付与事業又は事務を行おうとする場合にあっては、これらに代わるべき書面）
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面
 - ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
 - ニ 役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類
 - 三 資格付与事業又は事務の実施の方法について、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 登録を受けようとする資格を付与するための試験等（以下「資格付与試験等」という。）の実績に関する事項
 - ロ 資格付与試験等の実施予定に関する事項
 - ハ 資格付与試験等を受けることができる者の条件に関する事項
 - ニ 資格付与試験等の内容に関する事項
 - ホ 資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に関する事項
 - ヘ 資格付与試験等の合格者の登録及び証明等に関する事項
 - ト 資格付与試験等の合格者の知識及び技術の維持向上のための措置に関する事項
 - チ 資格付与試験等の合格者の登録の抹消等に関する事項
 - リ その他必要な事項
 - 四 前条第二項の登録を受けようとする者が次条第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
 - 五 その他参考となる事項を記載した書類
- 5 第二項の申請書の提出期間その他必要な事項については、国土交通大臣があらかじめ官報で公告する。

（欠格条項）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者が付与する資格は、第二条の登録を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることが無くなつた日から二年を経過しない者
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条、第二百四十七条若しくは第二百六十一条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五

- 年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下の号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第六号において「暴力団員等」という。)
- 四 十一条の規定により第二条の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 五 法人であって、資格付与事業又は事務に関する業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 六 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により登録をしない場合は、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録を申請した者に通知するものとする。

(登録の要件等)

第五条 国土交通大臣は、第三条第一項の申請に係る資格が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第二条第二項の登録をするものとする。

- 一 資格付与試験等が申請までに一回以上実施された実績を有するものであること
 - 二 資格付与試験等が安定的に実施されるものであること
 - 三 資格付与試験等の受験条件が広く一般に公表されていること
 - 四 資格付与事業又は事務が特定の者に利益を与えるものでないこと
 - 五 資格付与試験等が、別表第一欄に掲げる施設分野等に係る同表第二欄に掲げる業務を実施する同表第三欄に掲げる者に必要とされる同表第四欄に掲げる知識・技術を有するかどうかの判定について、同表第五欄に掲げる要件を満たす内容を有すること
 - 六 資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に、次のいずれかに該当する者が含まれていること
 - イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にある者、若しくはこれらの職にあった者又は土木に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
 - ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
 - 七 合格者の登録及び証明等について、管理番号を記載した証明書等を交付するものであること
 - 八 合格者の知識及び技術の維持向上のための措置が適切に講じられているものであること
 - 九 登録及び証明等を受けた者が不正又は著しく不当な行為をした場合における登録の抹消等のための審査手続が適切に定められているものであること
- 2 第二条第二項の登録は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 資格の名称

三 前号の資格が対象とする施設分野等、業務（別表第二欄に掲げる業務をいう。）、及び知識・技術を求める者の区分

四 資格付与事業又は事務を行う者（以下「登録資格付与事業等実施者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五 資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地

（登録の更新）

第六条 第二条第二項による登録は、五年度ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。ただし、第三条第二項に規定する申請書に添付する同条第四項の書類のうち、同項第一号、第二号及び第三号へ、チに掲げる書類については、誓約書の提出により添付することができる。

（登録事項の変更の届出）

第七条 登録資格付与事業等実施者は、第五条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。

（資格付与事業又は事務の休廃止）

第八条 登録資格付与事業等実施者は、資格付与事業又は事務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に届け出るものとする。

一 休止し、又は廃止しようとする資格付与事業又は事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間

三 休止又は廃止の理由

（財務諸表等の備え付け及び閲覧）

第九条 登録資格付与事業等実施者は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。協議会等である登録資格付与事業等実施者が、これらに代わる書面及び電磁的記録を作成した場合も、同様とする。

2 資格付与試験等を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録資格付与事業等実施者の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録資格付与事業等実施者の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち登録資格付与事業等実施者が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを作成する方法

3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(適合勧告)

第十条 国土交通大臣は、登録資格付与事業等実施者が第五条第一項の規定に適合しなくなったと認めるときは、その登録資格付与事業等実施者に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとることを勧告することができる。

(登録の取り消し等)

第十一条 国土交通大臣は、登録資格付与事業等実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録資格付与事業等実施者が付与する資格の登録を取り消すことができる。

- 一 第四条第一項第一号から第六号に該当するに至ったとき
- 二 第七条、第八条又は第九条第一項に違反したとき
- 三 正当な理由がないのに第九条第二項各号の規定による請求を拒んだとき
- 四 前条の規定による勧告に従わなかつたとき
- 五 第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- 六 不正の手段により第二条第二項の登録を受けたとき

(帳簿の記載等)

第十二条 登録資格付与事業等実施者は、当該資格付与試験等に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 資格付与試験等の実施年月日
 - 二 資格付与試験等の実施場所
 - 三 受験者の氏名、生年月日、住所及び合否の別
 - 四 資格付与試験等の合格者にあっては、前号に掲げる事項のほか登録及び証明等に係る管理番号
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録資格付与事業等実施者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3 登録資格付与事業等実施者は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、当該資格付与事業又は事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録資格付与事業等実施者は、次に掲げる書類を備え、当該資格付与試験等を実施した日から五年間保存しなければならない。

- 一 登録資格付与試験等の受験申込書及び添付書類
- 二 終了した登録資格付与試験等の問題及び答案用紙

(報告の徴収等)

第十三条 国土交通大臣は、資格付与事業又は事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録資格付与事業等実施者に対し、資格付与事業又は事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(公示)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示するものとする。

- 一 第二条第二項の登録をしたとき
- 二 第六条第一項の規定により登録の更新をしたとき
- 三 第七条の規定による届出があったとき
- 四 第八条の規定による届出があったとき
- 五 第十一条の規定により第二条第二項の登録を取り消したとき

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表

(一) 点検・診断等業務

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
土木機械設備	診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	土木機械設備の診断業務を確実に履行するためには必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 土木機械設備の診断業務を確実に履行するための知識を有することを確認するものであること 2 土木機械設備の診断業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認するものであること
公園施設(遊具)	点検	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するためには必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 公園施設(遊具)に係る法令、点検に係る指針、点検技術、点検方法等に関する知識を有することを確認するものであること 2 公園施設(遊具)の材料、業務の管理等に関する知識を有することを確認するものであること 3 公園施設(遊具)関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること
		業務を担当する者 (担当技術者)	公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するためには必要な知識及び技術	1 公園施設(遊具)に係る法令、点検に係る指針、点検技術、点検方法等に関する知識を有することを確認するものであること 2 公園施設(遊具)の材料等に関する知識を有することを確認するものであること 3 公園施設(遊具)関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること
	診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	公園施設(遊具)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するためには必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 公園施設(遊具)に係る法令、点検・診断に係る指針、点検・診断技術、点検・診断方法等に関する知識を有することを確認するものであること 2 公園施設(遊具)の材料、修繕、業務の管理等に関する知識を有することを確認するものであること 3 公園施設(遊具)関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
公園施設(遊具)	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	公園施設(遊具)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術	<p>1 公園施設(遊具)に係る法令、点検・診断に係る指針、点検・診断技術、点検・診断方法等に関する知識を有することを確認すること</p> <p>2 公園施設(遊具)の材料、修繕等に関する知識を有することを確認すること</p> <p>3 公園施設(遊具)関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること</p>
堤防・河道	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	<p>1 河川の法令に関する知識を有することを確認すること</p> <p>2 堤防・河道の点検・診断を含む河川管理に関する知識を有することを確認すること</p> <p>3 堤防・河道に係る業務に関し、実務経験を有することを確認すること</p>
		業務を担当する者 (担当技術者)	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	<p>1 河川の法令に関する知識を有することを確認すること</p> <p>2 堤防・河道の点検・診断に関する知識を有することを確認すること</p> <p>3 堤防・河道に係る業務に関し、実務経験を有することを確認すること</p>
下水道管路施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	下水道管路施設の点検・診断業務を確実に履行するため、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、確実な点検・診断手法を選定する能力、異状の程度や緊急度等を適切に判断する技術、並びに業務の管理及び統括を行う能力	<p>1 下水道の法令に関する知識を有することを確認すること</p> <p>2 下水道管路施設の点検(潜行目視及びカメラ等)・診断に関する知識を有することを確認すること</p> <p>3 下水道管路施設の確実な点検・診断手法を選定し業務を管理する能力を確認するとともに、下水道管路施設の異状の程度や緊急度等を適切に判断する技術を有することを実地又はそれに準じる方法により確認すること</p> <p>4 下水道管路施設に係る業務に関し、実務経験を有することを確認すること</p>

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
下水道管路施設	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	下水道管路施設の点検を確実に履行するため、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、機械器具等の的確な操作及び異状箇所を記録する技術	<p>1 下水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること</p> <p>2 下水道管路施設の点検（潜行目視及びカメラ等）に関する知識を有することを確認するものであること</p> <p>3 下水道管路施設の点検のために必要な機械器具等を的確に操作し、異状箇所を記録する技術を有することを実技により確認することであること</p> <p>4 下水道管路施設に係る業務に關し、実務経験を有することを確認することであること</p>
砂防設備	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	砂防設備の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	<p>1 砂防に係る基礎知識を有することを確認することであること</p> <p>2 砂防設備に係る法令に関する知識を有することを確認することであること</p> <p>3 砂防調査に関する知識を有することを確認することであること</p> <p>4 砂防設備に係る維持管理に関する知識を有することを確認することであること</p> <p>5 砂防設備の構造等に関する基礎知識を有することを確認することであること</p> <p>6 砂防関係業務に關し一定の実務経験を有することを確認することであること</p>

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
地すべり防止施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	地すべり防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 地すべりに係る基礎知識を有することを確認するものであること 2 地すべり防止施設に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 3 地すべり調査に関する知識を有することを確認するものであること 4 地すべり防止施設に係る維持管理に関する知識を有することを確認するものであること 5 地すべり防止施設の構造等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 6 地すべり対策関係業務に關し一定の実務経験を有することを確認するものであること
急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	急傾斜地崩壊防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 急傾斜地崩壊に係る基礎知識を有することを確認するものであること 2 急傾斜地崩壊防止施設に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 3 急傾斜地調査に関する知識を有することを確認するものであること 4 急傾斜地崩壊防止施設に係る維持管理に関する知識を有することを確認するものであること 5 急傾斜地崩壊防止施設の構造等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 6 急傾斜地崩壊対策関係業務に關し一定の実務経験を有することを確認するものであること
海岸堤防等	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	海岸堤防等の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 海岸堤防等の点検・診断等の管理に関する知識を有することを確認するものであること 2 海岸又は海岸と同種の施設に関する一定の実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
橋梁（鋼橋）	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	道路橋（鋼橋）の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（鋼橋）に関する一定の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼橋）の設計、施工に関する基礎知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼橋）の点検に関する一定の技術と実務経験を有することを確認するものであること
	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	道路橋（鋼橋）の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（鋼橋）に関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼橋）の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼橋）の点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること
橋梁（コンクリート橋）	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	道路橋（コンクリート橋）の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（コンクリート橋）に関する一定の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（コンクリート橋）の設計、施工に関する基礎知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（コンクリート橋）の点検に関する一定の技術と実務経験を有することを確認するものであること
	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	道路橋（コンクリート橋）の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（コンクリート橋）に関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（コンクリート橋）の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（コンクリート橋）の点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
橋梁（鋼・コンクリート以外の橋）	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）に関する一定の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）の設計、施工に関する基礎知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）の点検に関する一定の技術と実務経験を有することを確認するものであること
	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）に関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼・コンクリート以外の橋）の点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること
トンネル	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	道路トンネルの点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路トンネルに関する一定の知識及び技能を有することを確認すること
	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	道路トンネルの診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の六に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路トンネルに関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路トンネルの設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は道路トンネルの点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
道路土工構造物(土工)	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	道路土工構造物の点検業務の実施にあたり、国が定める道路土工構造物点検要領に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路土工構造物の構造や地盤を原因とした災害に関する一定の知識及び技能を有することを確認すること
	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	道路土工構造物の診断業務の実施にあたり、国が定める道路土工構造物点検要領に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路土工構造物の構造や地盤を原因とした災害に関する相当の知識及び技能を有することを確認すること
道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	シェッド・大型カルバート等の点検業務の実施にあたり、国が定めるシェッド・大型カルバート等定期点検要領に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	鋼・コンクリート構造物に関する一定の実務経験を有することを確認すること、又はシェッド・カルバートの設計、施工に関する一定の専門知識を有することを確認すること、又は点検に関する一定の技術と実務経験を有することを確認すること
	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	シェッド・大型カルバート等の診断業務の実施にあたり、国が定めるシェッド・大型カルバート等定期点検要領に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	鋼・コンクリート構造物に関する相当の実務経験を有することを確認すること、又はシェッド・カルバートの設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認すること、又は点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認すること
舗装	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	舗装の点検業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	舗装に関する一定の知識及び技能を有することを確認すること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	舗装の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	舗装に関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又は舗装の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は舗装の点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること
小規模附属物	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	小規模附属物の点検業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路標識、道路照明施設等に関する一定の知識及び技能を有することを確認するものであること
	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	小規模附属物の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路標識、道路照明施設等の構造や部材の状態の評価に必要な相当の知識及び技能を有することを確認するものであること
港湾施設	計画策定 (維持管理)	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	港湾施設の維持管理計画策定業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	<p>1 港湾施設の維持管理に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること</p> <p>2 維持管理計画策定に必要な点検・診断、当該施設全体の維持に係る総合的な評価に関する専門知識を有することを確認するものであること</p> <p>3 港湾または港湾と同種の施設に関する業務の実務経験を有することを確認するものであること</p>
	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	港湾施設の点検・診断業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	<p>1 港湾施設の維持管理に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること</p> <p>2 港湾施設の損傷、劣化その他の変状についての点検・診断に関する専門知識を有することを確認するものであること</p> <p>3 港湾または港湾と同種の施設に関する業務の実務経験を有することを確認するものであること</p>

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
	設計（維持管理）	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	港湾施設の維持・修繕設計業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第二条及び第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾施設の維持管理に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 港湾施設の点検・診断や調査を元に、既存施設の維持・修繕に必要な設計に関する知識を有することを確認するものであること 3 港湾または港湾と同種の施設に関する業務の実務経験を有することを確認するものであること
空港施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	滑走路、誘導路及びエプロンの点検・診断業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法規等に加え、的確な点検・診断手法により、異常の程度を適切に評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 空港の設置基準に関する法令及び空港の舗装補修等の基準に関する知識を有することを確認するものであること 2 空港舗装の点検技術、点検方法等に関する知識を有することを確認するものであること 3 航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 4 点検・診断に関しての実務経験を有することを確認するものであること
	設計（維持管理）	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	滑走路、誘導路及びエプロンの修繕・更新設計業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法令等に加え、設計条件を整理し、的確に設計へ反映するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 空港の設置基準に関する法令及び空港の舗装補修等の基準に関する知識を有することを確認するものであること 2 航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 3 舗装の修繕・更新に関する設計条件を整理し、的確に設計へ反映する能力を有することを確認するものであること 4 修繕・更新設計に関しての実務経験を有することを確認するものであること

この表中の公園施設（遊具）とは、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第三項）に規定する遊戯施設（ただし、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げる遊戯施設を除く。）のうち、主として子供の利用に供することを目的として、地面に固定されているものをいう。

(二) 計画・調査・設計業務

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
地質・土質	調査	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者又は主任技術者)	地質・土質の調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 地質・土質の調査業務を確実に履行するための知識を有することを確認するものであること 2 地質・土質の調査業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認するものであること
宅地防災	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	宅地防災の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 宅地防災の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 宅地防災の調査、計画および設計に関する知識を有することを確認するものであること 3 宅地防災に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
建設環境	調査	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	建設環境の調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 建設環境の調査業務を確実に履行するための知識を有することを確認するものであること 2 建設環境の調査業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認するものであること
地籍調査	調査	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者又は主任技術者)	地籍調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 地籍調査に係る法令等に関する知識を有することを確認するものであること 2 地籍調査時の作業内容や工程管理等に関する専門知識を有することを確認するものであること 3 地籍調査業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること
		業務を担当する者(担当技術者)	地籍調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	1 地籍調査に係る法令等に関する知識を有することを確認するものであること 2 地籍調査時の作業内容等に関する専門知識を有することを確認するものであること 3 地籍調査業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
電気施設・通信施設・制御処理システム	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	電気施設、通信施設、制御処理システムの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 電気施設、通信施設、制御処理システムの計画・調査・設計業務を確実に履行するための知識を有することを確認するものであること 2 電気施設、通信施設、制御処理システムの計画・調査・設計業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認するものであること
建設機械	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	建設機械の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 建設機械の計画・調査・設計業務を履行するための知識を有することを確認するものであること 2 建設機械の計画・調査・設計業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認するものであること
土木機械設備	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	土木機械設備の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 土木機械設備の計画・調査・設計業務を履行するための知識を有することを確認するものであること 2 土木機械設備の計画・調査・設計業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認するものであること
都市計画及び地方計画	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	都市計画及び地方計画の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 都市計画及び地方計画に係る関係法令又は技術基準等に関する知識を有することを確認するものであること 2 都市計画及び地方計画の計画・調査・設計業務に関する実務経験を有することを確認するものであること
都市公園等	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	都市公園等の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 都市公園等に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 都市公園等の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること 3 都市公園等の計画・調査・設計業務に関する実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
河川・ダム	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	河川・ダムの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 河川・ダムの法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 河川・ダムの計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること 3 河川・ダムに係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
下水道	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	下水道の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 下水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 下水道(排水施設及び処理施設)の計画・調査、設計に関する知識を有することを確認するものであること 3 下水道に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
砂防	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	砂防の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 砂防の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 砂防の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること 3 砂防に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
地すべり対策	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	地すべり対策の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 地すべり対策の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 地すべり対策の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること 3 地すべり対策に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
急傾斜地崩壊等対策	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	急傾斜地崩壊等対策の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 急傾斜地崩壊等対策の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 急傾斜地崩壊等対策の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること 3 急傾斜地崩壊等対策に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
海岸	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	海岸の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 海岸の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること 2 海岸又は海岸と同種の施設に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
海岸	調査	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	海岸の調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 海岸の調査に関する知識を有することを確認するものであること 2 海岸又は海岸と同種の施設に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
道路	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	道路の計画・調査・設計業務（橋梁の計画・調査・設計、トンネルの計画・調査・設計、舗装の計画・調査・設計を除く。）を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	道路の計画・調査・設計（橋梁の計画・調査・設計、トンネルの計画・調査・設計、舗装の計画・調査・設計を除く。）に関する知識、実務経験を有することを確認すること
橋梁	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	道路の橋梁の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	道路の橋梁の計画・調査・設計に関する知識、実務経験を有することを確認すること
トンネル	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	道路のトンネルの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	道路のトンネルの計画・調査・設計に関する知識、実務経験を有することを確認すること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
舗装	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	道路の舗装の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え業務の管理及び統括を行う能力	道路の舗装の計画・調査・設計に関する知識、実務経験を有することを確認するものであること
港湾	計画・調査(全般)	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	港湾の計画・調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 港湾の計画・調査業務に関する専門知識を有することを確認するものであること 3 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること
	計画・調査(深浅測量・水路測量)	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	港湾の計画・調査業務のうち、深浅測量・水路測量に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、深浅測量及び水路測量に関する専門知識を有することを確認するものであること 2 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること
	計画・調査(磁気探査)	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	港湾の計画・調査業務のうち、磁気探査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、磁気探査に関する専門知識を有することを確認するものであること 2 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること
	計画・調査(潜水探査)	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	港湾の計画・調査業務のうち、潜水探査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、潜水作業に関する法令の知識を有することを確認するものであること 2 港湾の計画・調査業務のうち、潜水探査に関する専門知識を有することを確認するものであること 3 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
港湾	計画・調査（気象・海象調査）	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	港湾の計画・調査業務のうち、気象・海象調査に係る業務を確実に履行するためには必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、気象・海象調査に関する専門知識を有することを確認すること 2 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認すること
	計画・調査（海洋地質・土質調査）	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	港湾の計画・調査業務のうち、地質・土質調査に係る業務を確実に履行するためには必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、地質・土質調査に関する専門知識を有することを確認すること 2 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認すること
	計画・調査（海洋環境調査）	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	港湾の計画・調査業務のうち、環境調査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、環境調査に関する専門知識を有することを確認すること 2 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認すること
	調査（潜水）	業務を担当する者 （担当技術者）	港湾の調査業務のうち、潜水作業を伴う業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	1 港湾の調査業務のうち、潜水作業に関する法令の知識を有することを確認すること 2 港湾の調査業務のうち、潜水作業に関する専門知識を有することを確認すること 3 港湾の調査業務のうち、潜水業務に関する実務経験を有することを確認すること
	設計	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	港湾施設の設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾に係る法令に関する知識を有することを確認すること 2 港湾施設の設計に関する専門知識を有することを確認すること 3 港湾施設の設計業務に関する実務経験を有することを確認すること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
空港	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	空港土木施設の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	<p>1 空港土木施設に係る法令に関する知識を有することを確認すること</p> <p>2 空港土木施設の計画・調査・設計に関する専門的知識を有することを確認すること</p> <p>3 空港土木施設の計画・調査又は設計業務に関しての実務経験を有することを確認すること</p>

(三) 横断型業務

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
全施設	測量（UAV測量（無人航空機による測量をいう。以下この表において同じ。））	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者又は主任技術者)	UAV測量業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	<p>1 UAV測量に係る法令に関する知識を有することを確認することであること</p> <p>2 UAV測量に関する専門知識を有することを確認することであること</p>